



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第82号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1992, 82, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78893
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

■ 目 次 ■

〈 論 説 〉 唐代 駅 伝 制度 の 構 造 と そ の 運 用 (Ⅳ)	荒 川 正 晴	1
〈 新 著 紹 介 〉 凍 国 棟 「 麹 氏 高 昌 役 制 研 究 」		6

唐代駅伝制度の構造とその運用(Ⅳ)

荒 川 正 晴

四 伝馬の運用について—敦煌の事例を中心に—

前節に掲出した「唐総章二(六六九)年八月沙州敦煌県伝馬坊牒(五件)+沙州敦煌県司判案」(P. 3714V)に見える伝馬驢は全て敦煌県の伝馬坊に所属する馬驢であり、いずれも伊州に差遣されると伊州坊(おそらくは伊州管下の馬坊)に留まり、そこで定められた日程ぎりぎりまで滞在してから、敦煌に帰還している⁽¹⁾。この事実から、伝馬が七〇〇里⁽²⁾にわたる伊州への通送を果たしたこととともに、隣接する伊州との連絡に使用される場合も、伝馬を管理する馬坊は沙州ではなく敦煌県に付属していたことが知られる。すなわち州に付属する伝馬坊というものはなく、州から州へと連絡する場合でも、県に付属する伝馬坊が関与しており、県が伝馬驢を運用かつ管理していたことがわかる。またこのうち管理については駅馬のような駅長ではなく、前官(前校尉)および県官が直接担当していた。本文書の判辞によれば、総章二年八月二日に司法を分判する県尉の行恭が伝馬坊に赴いて伝馬の膚第を定め⁽³⁾、その後すぐに長官(おそらくは県令)が伝馬驢を検閲したことが知られる。八月二日というのは、本文書四行目の孔行威(感?)以下に見える馬驢子率いる伝馬が伊州より敦煌に帰着した日であり、帰着すると即座に伝馬坊を取り仕切る前官(前校尉)によって敦煌県に帰還報告が送られ、その日のうちに県尉が伝馬の膚第チェック(健康審査)を行ったことになる。冒頭の張慈皎より索懷本までの一一人は、八月二日以前に既に敦煌に帰着していた伝馬子および伝驢子であり、これらも帰着した時点で即日伝馬坊から敦煌県に帰還報告書が送られていたと推測できる。敦煌県司ではこうした伝馬坊からの報告書をまとめて、日程内に帰還した件と日程より遅れて帰着した件とを併せて審理・処理しているのである。日程内に帰還した分を除けば、八月三日に二日遅れで敦煌に帰着した一件と八月七日に同様に二日遅れで帰還した一件とが挙げられている。これらは、八月二日以前の時点(八月初旬)で敦煌に帰還していたキャラバン隊において、日程より遅延した馬子たちであったと思われる⁽⁴⁾。また七月にまで遡る件は報告されていないので、こうした司法佐による檢察報告とそれに対する一連の審理・処理は月に一度づつまとめて行われていたと見られる。これらの諸点から、伝馬は前官(前校尉)および県令を筆頭とする県官によって詳細にチェックされ、その運用が管理されていたことが判明する。

こうした体制は『大唐六典』卷三〇三府督護州県官吏に、県令の職務内容を伝えて、
若籍帳・伝駅・倉庫・盜賊・河堤・道路、雖有專当官、皆県令兼綜焉、県丞為之貳。

とあり、専当官とともに県令が伝駅のことを総轄することになっていたのも、これに基づくものであろう。ただし同じく『大唐六典』卷三〇には、

兵曹司兵曹参軍、掌武官選舉、兵甲器械、門戸管鑰、烽堠伝駅之事。凡駅馬、以駅字印、印左肘、以州名印、印項左。

とあり、州府の兵曹・司兵曹が県の上部機関として伝駅について掌握していたことが知られるので、敦煌においても最終的な管理責任は沙州の司兵曹にあったと思われる⁽⁵⁾。また『唐令拾遺』復原厩牧令第一八条には、「諸所府内の官馬及び伝送の馬驢は、毎年皆刺史・折衝・果毅等、其の老病にして乗用に堪えざる者あるを検揀す。府内の官馬は、更に州官に対(むか)いて揀定す。京兆府管内は、尚書省に送りて揀び、隨便に貨売せよ。」とあり、軍府州では伝送馬驢(伝馬驢)が折衝府内の官馬とともに、毎年州の刺史と折衝府の折衝・果毅両都尉らの適用審査を受けることになっていた。敦煌の伝馬坊でも、これを直接切り回していたのは前校尉⁽⁶⁾であり、当地の折衝府の活動と伝馬坊との密接な関係を示唆している。

こうした伝馬が、基本的には駅馬とともに官給される馬であったことは、同じく『唐令拾遺』復原厩牧令第九条に、「諸所牧に在る馬は、皆印するに、……諸軍に配し、及び伝送・駅に充てる者は出の字の印を以て、並びに左右の頬に印す。」とあることからうかがえる。ただし遺憾ながら、駅馬と異なり、伝馬がどれほどの規模で配所に官給される原則であったのか詳らかではない⁽⁷⁾。ただ先に挙げた敦煌県の伝馬坊の例では、伊州までのキャラバン隊を組織するために一〇〇疋頭近くの馬驢が準備されているので、敦煌県では少なくとも一〇〇疋頭以上の伝馬驢と、それを飼養するための馬子(伝馬子・伝驢子)を常時備えていたことになる。さらに敦煌の伝馬坊は隣接州から差遣される公使などのキャラバン隊を受け入れる馬坊でもあったと思われ、それを収容する広い厩舎や草場などを必要とした。敦煌に配備された伝馬驢も官給された馬驢であったという確証はないが、先掲の文書には、未だ帰ってこない馬子について司法を分判する県尉が、「張才智については、幾度召討しても帰着しないから、(伝馬)坊に牒して(張才智の)到着日に(張才智に)驢を辨済し、新たに備えることを迫るようもとめる。」という裁定を下している。この判辞を見ると、張才智のみが伝驢弁済の審議の対象となっており、彼と同じように伝驢を輸送途上で死亡させた他のケースについては審議の対象外とされている。これは、その死失が非理に起因するものか否かによっているものと思われ、『唐令拾遺』復原厩牧令第一七条には、「官馬、因公事死失者、官為立替、在家〔非理〕死失、卅日内備替。」とあり、官馬の場合、非理で馬驢を死失せしめた場合に限り、三〇日以内に弁償して新たに備えるべきことが規定されている。張才智に対して、敦煌県の伝馬坊に所属する伝驢を弁済して新たに備えさせるべきことが判辞において指示されているのは、それが官馬としての性格をもっていたことに基づくものであろう。

ただしこの敦煌の伝馬および伝驢について、盧向前氏は、敦煌から伊州へ向かう一〇〇疋頭近くの規模で組織されたキャラバン隊において伝馬驢一疋ごとに一人ずつ馬子か驢子が付いている事実に注目し、このことは伝馬驢と馬驢子との間の個別的・私的な所有関係を示唆するとした上で、敦煌の伝馬驢は本来馬驢子の私的な所有にかかるものが、次節に掲げる吐魯番文書に見える「公私馬」のように、徴発されて半ば官馬的な役割を担わされた存在であったとしている⁽⁸⁾。すなわち伝馬坊に所属する馬驢は一面では官馬としての性格をもっていたとしても、一面ではこのような「公私馬」的な性格も有しており、伝馬坊はこうした馬驢によって支えられていたと言うのである。盧向前氏の主張される「公私馬」的な馬驢を非理で紛失した場合に、馬驢子は確実に弁済することを要求されたのか否かはわからないが、この見解に従うならば、敦煌県の伝馬驢は常時公的な厩舎や草場において集中的に管理・飼養されていたとは限らなくなる。というのは、次節で見るように吐魯番文書中の「公私馬」は、各所有者の戸内で飼養されていたからである。先の判辞では新たに「辨備」することが明確に指示されているが、この「備」は、先の『唐令拾遺』復原厩牧令第一七条の例(在家〔非理〕死

失、卅日以内備替）をはじめ、「武周如意元（六九二）年里正李黑収領史玄政長行馬價抄」⁽⁹⁾に「其錢戸内衆備馬價」、また次節に掲げる「武周神龍元（七〇五）年高昌人白神感等辭」に「既是戸備」などと見えることからわかるように、戸内において官命によって馬驢を飼養する際に常用される文字であることが知られる。もちろん「備」の文字がそのまま戸内に備えることを意味しているわけではないが、馬驢子の立場からすれば、馬驢を「備」えるのを求められる場合は通常戸内に配備することを意味していたと思われる。したがって本判辞に記す「辨備」が、弁済して新たに戸内に備えることを意味していた可能性は高く、少なくとも敦煌の伝馬驢はそれを飼養する馬驢子それぞれの戸内において飼養されていたことが推定されよう。先にも述べたように伝馬驢は駅馬とともに官給され、さらに駅馬同様に配備疋数に応じて飼養のための田畝が支給される原則だったので、こうした戸内に備えられる体制はあるいは後にふれる敦煌の伝馬驢運用の特殊な状況を反映したものかも知れない。もちろん配所での配置規模を超過するような公使・官人への伝馬驢の供出に際しては、官給を基本として配置されている場合でも、民間からの徴発などによって馬驢が補給されたであろうことは容易に想像される。

またこうした伝馬驢を飼養する馬驢子の選定は、当然ながら免課の色役である駅丁⁽¹⁰⁾と異なって、雑徭差発が基本となっていたと見られる。度支の指示によれば、官典が涼州から布帛を通送運搬する場合には、伝馬の供与とともに脚夫（充行馬子）を調達することが指示されており、伝馬驢を飼養する馬驢子には原則的に実際の通送に従事する義務はなかったと考えられる。つまり伝馬は、県ごとに雑徭で伝馬を飼養する馬子と脚夫を選定かつ調達するのを原則としていたと考えられるのである⁽¹¹⁾。この点、馬驢の飼養と駅使の引導を兼ねた駅丁と同列に論じることができない。

以上の検討から、少なくとも敦煌周辺地域においては、駅使は基本的に各駅ごとに通送されたのに対し、伝馬を利用する通牒を有する公使・官人は県が通送の単位となっていたことが明らかになったと思う。

ところで先に掲げた『大唐六典』巻三〇には、県令一般の職務内容を伝え、伝駅の事を専当官とともに県令が統轄することが見えているが、この記事は県一般に伝駅配備が及んでいたことを示唆している。しかしながら、駅が設置される駅道というものが中央と地方との間の官文書の伝達や緊急時の交通を支えた幹線路であるとすれば、諸府州間の全てならびに府州管下の全ての属県に駅道を通用させる必要がないことは明らかである。嚴耕望氏も『唐代交通図考』で、中央と地方を結ぶことに主眼を置きながら駅道の設定を試みられている。にもかかわらず、県令の職務一般として伝駅のことが挙げられているのは、伝馬を各県に設置することがたとい理念的にせよ、その前提にあったからと考えざるをえない。

また先の敦煌文書から明らかなように、伝馬は州に直属して機能する体制になっていなかったが、この点も律令体制下において機能した駅伝制度にとっては必然的なことであったと思われる。それは先にも検討したように、伝馬を引導したのは雑徭で徴発された脚夫であり、彼らは基本的に州県管内を越えて差役できないからである⁽¹²⁾。それゆえ州から官物を輸送する場合は通常、綱典（官物輸送隊）が脚銭で人夫を雇い入れる雇傭体制で臨むことになったのである。先にふれた河西地域で涼州からの官典による布帛輸送が伝馬を利用したのは特別の例であろう。既に見たように、進物の場合には州で雇脚が困難な地域でのみ伝駅の使用が許されていた。したがって伝馬は本来州レベルで機能する体制ではなく、県レベルで機能する交通馬であったということになる。

なお伝馬が基本的にはあくまでも公路上を往来する官馬であったことは言うまでもない。第二節で述べたように、駅が設置された駅道以外でも、広範な公用交通と運輸を支えるべき公路上には館が設置されていた。吐魯番の状況ではあるが、館が西州管下の各県および地域内の主要路線上にきめ細かく設置されていたことが、同地の出土文書からうかがえる⁽¹³⁾。中国内地でも主要な路線には、駅で

なければ館が置かれていた。伝馬があくまでも駅伝制度内で機能する官馬であることを想起すれば、公路を逸脱して機能するようなことは原則としてありえず、駅道以外では唯一館道上で機能したと思われる。このように伝馬は基本的に駅道と館道双方で機能しうる体制になっており、伝馬を利用する官人・公使は県を逋送・供給の単位とし、公路上においては駅もしくは館で宿泊・飲食の供給を受けたのであった⁽¹⁴⁾。

もっとも当然ながら、こうした伝馬が実際に唐朝の支配領域内で一律に機能していたか否かは全く別問題である。例えば内地諸州からの庸調布帛の送納先に指定された涼州以西では、軍需物資である布帛の輸送に際して伝馬を利用していたが、涼州まではむしろ送りもとの各州の責任下に綱が組まれて送納された可能性が高い。また前掲の文書によれば、敦煌県では一〇〇疋頭前後もの馬驢が常時伝馬坊に備えられていたことが知られる。伝馬の設置数の基準は不明ではあるが、駅に比べこうした伝馬坊の規模の大きさは、多分に内地諸州からの税物の送納先に指定された涼州・秦州以西にあって、沙州＝敦煌県が中央アジア支配を保持する上で重要な、内地からの軍物輸送ルート上に位置したことから生じたとも考えられる。さらには伊州の馬坊との往還を果たしていたことから明らかなように敦煌県の伝馬坊は、実質的には本来の県の付属機関としてではなく、州レベルで機能することを要求されていた。これも当地の交通状況に対応するものであろう。このように伝馬は、同じく県を単位として配備され、それを基地として機能しても、地域の状況に応じてその運用を異にする部分があったことは当然予想される。

しかしながら、伝制そのものが特定の地域の特殊性に起因していたとは認められず、地域の状況に応じた偏差はあろうが、唐代の駅伝制度が基本的に駅制と伝制とからなる公用の交通制度であったことは疑いない。そして伝制の基本的な特徴としては、前節および本節において検討したように、伝馬が駅ごとに配されるのではなく、県に付属する伝馬坊において一括して管理され、駅道とは無関係に機能できることが指摘される。つまり中央の京師と地方の諸府州とを結ぶ駅道上の駅を単位として逋進する駅馬に対して、理念的に伝馬は駅道と館道の如何を問わず、県を単位・基地として逋進する官馬だったのである。

このように県が伝馬およびそれを利用する官人らの逋送・供給の単位となっていたのだが、とすれば、それは如何なる社会状況を背景にもっていたのであろうか。駅伝制度の構造にも密接にかかわる問題でもあり、節を改めて検討したい。

(続)

【註】

- (1) 荒川 A、四五頁。
- (2) 前節の註(20) 参照。
- (3) 藤枝晃氏は、膚第について「「膚」とはどういう意味か詳かでないが、血色か沢かによって健康状態の概評を下したものの様に受取れる。」と説明されている。同氏「長行馬文書」(『墨美』第六〇号、一九五六年)、六頁。なおスタイン将来の吐魯番出土文書(N°295.-297. Ast. III. 3. 07-08., 037., 09-010. 〈写〉Maspero, Pl. XX-XXV 〈録〉ibid, pp. 113-129)によれば、膚第とは、「上」・「次上」・「次」・「次下」・「下」の五段階に分けて馬の健康状態を評価したらしいことがわかる。なお『新唐書』卷五〇兵志には、「凡征伐而発牧馬、先盡彊壯、不足即取其次。録色・歳・膚第・印記・主名、送軍、以帳馱之数、上於省。」と見えている。
- (4) 当然のことながら、八月二日に帰還したキャラバン隊で日程に遅延した馬子たちの分は、司法佐が同日に檢察報告を作成した時点では知る由もない。これら馬子の帰還報告は、掲出した本文書部分(①・②・③)の後に貼りつがれ、次回の県司における審理・処理に回されることになる。

- (5) 沙州の場合、この時点では都督府は置かれていなかった。池田温「沙州図経略考」（『榎博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五年）、三四頁。
- (6) 敦煌における前校尉の活動については、「開元十四（七二六）年理欠馬社錢牒案」（P. 3899 〈写〉・〈録〉『釈録』Ⅳ、四三二～四四五頁）から、当地の折衝府の一つである懸泉府の前校尉である張表成が、府司の指図で開元九年時に馬社錢の徴収にあたったことが知られる。北原薫「唐代敦煌県の論決せる笞杖刑文書二種－開元十四年（七二六）理欠馬社錢牒案と總章二年（六六九）伝馬坊帳案について－」（上）（『中国前近代史研究』創刊号、一九七五年）。張表成がいつ校尉を辞任したのかは断定できないが、開元九年の時点で前校尉だった可能性は十分にある。北原氏は、この張表成について、本文書に「表成為年満六十倚団」、「張表成……倚注五団」などに見えることから、退役後も郷団に注せられることもあったのだろうかと推測されている。同氏、前掲論文、四二～四三頁。
- (7) 日本においては伝馬を各郡ごとに五疋を置く規定であった。また伝馬には官馬もしくは当所の官物をもって購入した馬を充てることになっていた。近年の日本の律令時代における駅伝制研究は、大日方克己「律令国家の交通制度の構造－通送・供給をめぐって－」（『日本史研究』第二六九号、一九八五年）など、すぐれた論稿が公表されている。また主要論著については、児玉幸多編『日本交通史』（吉川弘文館、一九九二年）、三九二～三九四頁参照。
- (8) 盧向前「伯希和三七一四号背面伝馬坊文書研究」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』中華書局、一九八二年）、六八五頁。
- (9) 64TAM35:28 〈録〉『文書』Ⅶ、四四一頁。
- (10) 日野開三郎『唐代租調庸の研究』Ⅱ・課輸篇上（自家版、一九七五年）、三九三頁。なお駅の運営については以下のように規定されていた。（一）各駅は、原則として在地の富強の家より選出された駅長により管理され、彼らには官給された駅馬を損失した際の補填義務および駅馬の健康状況（肥瘦）を毎年所管の官司に報告する義務が課せられていた。（二）駅の直接的な運用は民丁差科の色役として各駅に差配される駅丁が担っており、彼らが駅馬の使用と駅使の通送に当たっていた。（三）各駅には、配備された馬の頭数に応じて駅田が給付されることになっており、駅馬飼養などの経費に充てられた。
- (11) ただし敦煌では先の張才智の例のように、伝馬を飼養する馬子があるまま遠行に従事している。また伝馬坊から敦煌県に宛てられた報告書（牒）には、伝馬坊を管理していたと思われる「前校尉楊迪」のみの署名が見られるものと、それと同時に報告者として実際に遠行に従事した「充行馬子」や「行馬子」の名を併署するものが存在している。前者は軍物である帛練を専使である杜雄が庭州に輸送するのに遣わされたものであり、後者は官人の公用旅行に利用されている。盧向前氏は、前者に実際に遠行に従事した馬子の代表者の名が見えないのは、伝馬驢は帛練使の杜雄に支給されるものの、伝馬坊は伝送作業に直接責任を負うものではなかったと解される。盧向前、前掲論文、六七四～六七五頁。
- (12) 日野開三郎氏は、「州県が差科し得るのは雑徭役のみであるが、雑徭役の就役地は州県内に限定せられ、境外には出役しないのが原則である」と指摘される。日野、前掲書、四〇五頁。
- (13) 『文書』Ⅹ（五四～二四〇頁）に収められる「天寶十三～十四載（七五四～七五五）交河郡長行坊支貯馬料文卷」と題された諸文書（73TAM506:4/32, 5/1）を参照。
- (14) 『柳河東集』卷二六記官署所収「館駅使壁記」に、「華人夷人往復而授館者、旁午而至、伝吏奉符而閱其数、県吏執牘而書其物、告至告去之役、不絶於道。」とあり、館の利用が許された官人、公使、および蕃使などの頻繁な往来に対し、伝吏と県吏が彼らの公用旅行に際して検閲を施したことが伝えられる。伝吏の内容は明らかではないが、館の利用が許された官人などの公用旅行と県との密接な関係を示唆しているように思われる。

‡ 新 著 紹 介 III

◆凍国棟「麹氏高昌役制研究」

（『敦煌学輯刊』1990年第1期、24～42）

麹氏高昌国時代の徭役制度に関して、「計田承役」制、丁中制、徭役の種類（輸「作」、「丁輸」、「上現」、「看」客館・客使、「供人」・「営家」）、および特殊戸口（「羈人」・「商人」・寺院・官人・工匠など）の徭役といった諸点について総括的に論じた論稿。多種多様にわたっていた高昌国の徭役について、文書史料に基づいた手際よい整理が行われている。

高昌国時代の徭役で最もユニークなのは、著者も冒頭にあげた「計田承役」制であろう。著者は田土を資産に換算して賦課の際の基準とすることは漢代以来の伝統で、北涼時代の「賞簿」もこの伝統的な制度の産物だが、田土が徭役賦課の基準となったのは高昌国の特色であるとする。次の丁中制については、大谷文書を根拠として一五歳が成丁年齢だったことを明らかにした上で、それが漢代や北魏と同じく、両晋・宋の一六歳に近いものの、西魏から隋にかけての一八歳とは開きがあることに注目する。そしてその理由として、支配領域が狭小で、民戸が少なかったことを指摘している。またそのことと関連して、高昌国では中央からの指令によって居住地である郡県以外の地で徭役に服さなければならないことがあった点にも言及し、服役期間が長期に及んだことを推測している。

以上が高昌国における徭役の基本的な性格であり、その具体的な種類・内容が輸「作」以下の各種の労働である。輸「作」とは官府や王室などのために各種の作業に従事するものであり、雇傭人を代理とすることも認められていた。「丁輸」とは輸送の負担で、木薪などの物資を運搬した。「上現」とは城門外で巡視にあたるもので、五、六人一組で一回五日間、この期間中は食糧が官府から供給された。「看」客館・客使は外国施設の接待にあたるもので、やはり一回五日間だが、「上現」と異なり特定の民戸を対象として不定期に徴発された。「供人」・「営家」は官吏に駆使される雑役である。これらはいずれも民戸を主たる対象としていたが、高昌国ではこのほかにも「羈人」以下の特殊戸口が負担する徭役があり、とくに官人に対しても徭役負担の義務が課せられていた。

本稿の成果は、多種多様にわたる高昌国時代の徭役の種類を、民戸だけではなく、各種身分ごとに丁寧に整理し、しかもそれらを全て「計田承役」制に関連させて位置づけていることであろう。また官人も徭役負担の義務を負っていたという、高昌国の権力構造に対する評価にも関わる重要な指摘もある。ただしこの国の徭役の全てを「計田承役」制に関連づけてよいものかどうか、評者には疑問がある。もしそうであれば、徭役負担（具体的には服役期間）は戸ごとにきわめて多様になり、それに僧（道）俗区別が先ず加わり、さらに俗のなかでも官人には優遇規程があったに相違ない。また田土を保有していなかった「羈人」や「商人」には「計田承役」制以外の原則が適用されたはずで、煩雑この上ないことになってしまう。「計田承役」制の原則が通用した範囲は限定的に考えるべきではないだろうか、つまり田土の管理・維持に関わる資産対応の役制（計田承役）と、それ以外の広範な内容を有する均等的な役制の併用だったのではないだろうか、これが評者の意見である。（關尾）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)